

# 明治16年「貿易規則」以前の 朝鮮海出漁

前史としての対馬出漁とその意味

Fishing in the Waters off the Korean Peninsula Prior to the 1883  
Trade Regulations : A Focus on the History and Significance  
of Going to Fish in Tsushima

松田睦彦

MATSUDA Mutsuhiko

はじめに

①初期朝鮮海出漁民の出身地と近世の他藩への出漁

②近世の対馬出漁と朝鮮海での密漁

③朝鮮海出漁の意味

おわりに

## 【論文要旨】

小稿では、明治16年(1883)の「朝鮮国に於て日本人民貿易の規則」および明治22年(1889)の「日本朝鮮両国通漁規則」によって、日本人漁民による朝鮮近海への通漁が公式に認められる以前の朝鮮海出漁の様相を明らかにするとともに、この出漁が近世から日常におこなわれてきた対馬への出漁の延長上にあることに注目し、明治初頭の朝鮮海出漁が日本人漁民にとってどのような意味を持つものであったかについて考察する。

まず第一節では、「朝鮮国に於て日本人民貿易の規則」締結以前の明治初頭に朝鮮海出漁に出た浦々の出漁の経緯を整理し、すべての浦が対馬への出漁を経験していること、そして、その一部は近世段階で対馬への進出を果たしていることを明らかにする。第二節では、近世段階での対馬への他領からの出漁の様相を確認するとともに、対馬を拠点として朝鮮海での「密漁」もおこなっていたことを指摘する。そして第三節では、漁民が複数の漁を組み合わせることで周年操業をめざそうとする論理のうちに朝鮮海出漁をとらえ、これまで一般的であった貧困からの脱出を求めての朝鮮海出漁というフレームに疑義を呈する。

【キーワード】 朝鮮海出漁, 「朝鮮国に於て日本人民貿易の規則」, 「日本朝鮮両国通漁規則」, 対馬, 周年操業

## はじめに

小稿では、明治16年(1883)の「朝鮮国に於て日本人民貿易の規則」(以下「貿易規則」)および明治22年(1889)の「日本朝鮮両国通漁規則」(以下「通漁規則」)によって、日本人漁民による朝鮮海への通漁が公式に認められる以前の朝鮮海出漁の様相を明らかにするとともに、この出漁が近世から日常的におこなわれてきた対馬への出漁の延長上にあることに注目し、明治初頭の朝鮮海出漁が日本人漁民にとってどのような意味を持つものであったかについて考察する。

朝鮮海出漁とは、朝鮮海、すなわち朝鮮半島近海への日本人漁民の出漁を意味する<sup>(1)</sup>。朝鮮海出漁は中世からその記録を確認することができるが、近世の鎖国をはさんで再びさかんになるのは近代に入ってからであり、一般的に朝鮮海出漁と呼ばれるのは近代におこなわれたものである。

朝鮮海出漁の歴史学的研究は吉田敬市の『朝鮮水産開発史』[吉田1954]がその代表であり、羽原又吉の『日本近代漁業経済史』[羽原1957]もまた、日本人漁民の朝鮮海出漁の歴史を、明治期を中心に詳述している。その後、水産史、あるいは漁業経済史といった視点からの研究が続けられ、『帝国日本の漁業政策』[伊藤・片岡・小岩・中居2016]等の成果がまとめられているが、2000年代に入ってから漁民の生活史として朝鮮海出漁をとらえる民俗学や人類学、文献史学といった分野からのアプローチもあらわれる。

たとえば、広島県呉市豊島の漁民の出漁の全貌を追った金柄徹の「帝国主義と漁民の移動—広島県豊島漁民の『朝鮮海』出漁に関する歴史人類学的考察」(1)(2)[金2000]や、徳島県阿南市伊島の潜水器漁業による出漁でもたらされた技術や文化の伝播をとりあげた磯本宏紀の「潜水器漁業の導入と朝鮮海出漁—伊島漁民の植民地漁業経営と技術伝播をめぐって—」[磯本2008]があり、ごく最近では石川亮太が「日清戦争前後の『朝鮮通漁』と出漁者団体の形成—朝鮮漁業協会を中心に—」で、民間レベルでの出漁者団体の組織化の動きに注目している[石川2018]。さらに、神谷丹路は『近代日本漁民の朝鮮出漁—朝鮮南部の漁業根拠地長承浦・羅老島・方魚津を中心に—』を著し、明治33年(1900)以降の慶尚南道長承浦と方魚津、全羅南道の羅老島を取りあげて、日本人漁民と地元朝鮮の人びととの関係について論じている[神谷2018]。

また、韓国においても김수희の「근대의 멸치, 제국의 멸치-멸치를 통해 본 조선의 어업 문화와 어장 약탈사」[김2015]や박정석の「식민 이주어촌의 흔적과 기억」[박2017]等の成果が近年刊行されている。

こうしたさまざまな研究があるなかで、小稿で着目する明治初頭の朝鮮海出漁の様相については、あまり多くの検討が加えられていない。すなわち、幕藩体制が終焉をむかえ、鎖国が解かれた明治初頭の出漁についての検討が欠落しているということである。

一般的に、朝鮮海出漁が活発化するのには明治9年(1876)の「日本朝鮮修好条規」が締結されて国交が樹立し、さらに、明治16年(1883)に結ばれた「貿易規則」の第四十一款で、全羅、慶尚、江原、咸鏡の四道での日本人漁民の漁と現地での漁獲の販売が認められてからであるとされる。また、この簡略な記述の「貿易規則」を補う「通漁規則」が明治22年(1889)に制定されることで、日本側に有利な条件が確立し、このことが、さらなる朝鮮海出漁をうながしたと考えられる。従来

の朝鮮海出漁研究は、これ以降を中心に進められてきたことが指摘されよう。

さらに、『日本近代漁業経済史』が「明治維新以後における鮮海出漁に関する専門的の文献は可なり貧弱の方で、特に明治初年に関するものは甚だ少ない」[羽原 1957 : 78] と指摘するように、資料上の制約も大きいと考えられる。明治初頭の漁民の動向、とくに朝鮮海へ向かう漁民の行動を直接的に伝える文書は限られており、正式な記録からは把握することが困難であるというのが実情<sup>(3)</sup>であろう。

しかし、『朝鮮通漁事情』の「所謂規則ハ原由ナクシテ成立タルモノニアラス従来因襲スル所アリヲ竟ニ両国政府ノ間ニ訂約セラル、ニ至リタルモノナリ」[関澤・竹中 1893 : 7] という指摘のとおり、朝鮮海出漁はけっして外交的な取り決めが確立したことではじめられたものではなく、背景には漁民が積み重ねてきた歴史が存在するはずである。

以上をふまえ、小稿では、貿易規則以前、すなわち明治 16 年（1883）以前にすでに朝鮮海への出漁をおこなっていた漁民に光をあて、かれらの遠方への出漁が歴史性を持った日常的なものであったことを明らかにする。さらに、かれらが対馬への出漁を経験していることに注目し、近代の朝鮮海出漁が、対馬への出漁の延長線上に位置づけられることを確認する。

ただし、具体的な方法としては課題が多い。上で述べたとおり、明治初頭の漁民の動き、とくに朝鮮海への出漁を直接示す記録はほぼ皆無である。また、現在では当事者から聞き取り調査をおこなうこともできない。したがって、小稿では、当時のことを記録した報告書、あるいはそうした報告書や聞き取り調査を参考に編纂された市町村史等を活用する。方法論的な危うさについては否定できないが、課題の重要性にかんがみて現状での最善を尽くすとともに、今後、資料の状況が少しでも改善することに期待したい。

## ①……………初期朝鮮海出漁民の出身地と近世の他藩への出漁

明治のごく初期に朝鮮海に出漁したのはどういった地域の漁民だったのであろうか。

戦後に編まれた『朝鮮水産開発史』では、「明治初年の通漁事情は審らかでないが」と断りつつも、明治 3 年（1870）に「大分県佐賀関の中家太郎吉等が、フカ漁業目的にて五島・対馬を経て済州島近海に出漁したというのが最も古いようである」とし、その後、明治 10 年（1877）には広島県坂村（現安芸郡坂町）の漁民が漁場調査をはじめ、釜山方面でのタイやフカの釣りに従事するようになったとする。また、明治 11 年（1878）には山口県の吉母浦（現下関市吉母）の漁民がタイ延縄で釜山から巨済島に出漁し、翌明治 12 年（1879）には山口県の沖家室島（現周防大島町沖家室島）の漁民が釜山近海で漁をしたという。さらに、同年には鹿児島県の串木野村浜浦（現いちき串木野市）の漁民が対馬から釜山近海にかけてサバ釣りの漁場を求め、翌明治 13 年（1880）には、香川県の津田町（現さぬき市津田町）の漁師がタイ延縄で出漁している [吉田 1954 : 159-160]。

では、これらの朝鮮海出漁の先駆けとされる地域の漁民が、朝鮮海に出漁するようになった経緯は、どのようなものだったのであろうか。地域ごとに、簡単にまとめておきたい。

### ① 佐賀関町（大分県）

佐賀関漁民の朝鮮海出漁は仲家太郎吉と橋本権太郎というふたりの漁民によってはじめられた。天保10年（1837）生まれの仲家太郎吉は、父親の開発した小フカの延縄を大フカが獲れるように改良した。その成績は画期的に良かったものの、地元の漁業者と対立したことで、弘化3年（1846）生まれの従弟である橋本権太郎を誘って県外への出漁を試みた。その行程は安政4年（1857）の春に宮崎県宮崎市折生迫および南郷町の大島の沖に出漁し、文久3年（1863）年の晩春には愛媛県宇和島市日振島と大分県佐伯市水ノ子島の周辺へ出漁した。その後、出漁の範囲は少しずつ広がり、慶応元年（1865）の初夏には高知県の足摺岬へ、明治元年（1868）春から夏にかけては鹿児島県肝付町の内之浦から西之表市種子島にかけて、さらに明治3年（1868）の夏には屋久島町屋久島と口永良部島、三島町の竹島、硫黄島、黒島、そして甕島<sup>(4)</sup>へと足をのばす。翌明治4年（1871）には北上して長崎県の五島列島から壱岐、対馬、そして「朝鮮海峡」にまでおよぶ〔佐賀関町史編集委員会1970：801-802〕。

一方の橋本権太郎は、明治10年（1877）7月に「長崎県鳥島に出漁中奮然と意を決して単身朝鮮海の探検を計画」した<sup>(5)</sup>。全羅南道の巨文島で海底の測量をおこないながら漁をしたところ、フカの大漁となった。さらに草島、獅子島へと足をのばし、その後、一度日本に戻ってから、仲家太郎吉をともなって再び朝鮮海に出漁した〔佐賀関町史編集委員会1970：803-804〕。

こうしたふたりの活躍があり、佐賀関からは多くの船が釜山、大連、威海衛といった朝鮮、中国の町を拠点として、フカ延縄漁に従事することになった<sup>(6)</sup>。

### ② 坂村（広島県）

坂村の村外への出漁は天保2年（1831）の対馬へのイカ釣りにはじまるという〔折田1933：29〕。『坂町郷土史』では西林寺の過去帳にあらわれる天保10年（1839）から慶応3年（1867）までの村外出漁中の死亡の事例を14件紹介しているが、その内訳は「泉州」6件（病死3件、死因不明3件）、「対州」6件（病死3件、海難死3件）、「予州」1件（海難死）、「備前」1件（海難死）である。また、このころには播州の網干や肥前平戸への出漁もあったという〔坂中学校1950：149-151〕。

明治に入ると、明治10年（1877）7月に対馬に出漁中の4人が小船で釜山へと渡り、水深や潮流等にかんする調査をおこない、10月に帰村している。翌年3月からは、前年に釜山に渡った4人のうちのひとりが、タイやフカの釣りを目的として釜山に渡り、慶尚道、全羅道、忠清道と漁をして移動し、最終的には京畿道の仁川にまで至って8月に帰村している。その後、坂村からは多くの漁民が釣りのために対馬海峡を渡るようになり、明治16年（1883）からは、タイの網漁もおこなわれるようになった〔坂中学校1950：228〕。

### ③ 吉母浦（山口県）

豊浦郡の他藩領海への出漁の初出は、対馬宗家文庫「表書札方毎日記」の寛文8年（1668）11月14日の記事である。ブリ釣りを目的としていた〔下関市市史編修委員会2009：539〕。その後、元禄15年（1702）に他藩領海出漁者への往来手形の発行がはじまったのを境として、豊浦郡の漁師の他藩への出漁には増加の傾向がみられる。そのころの漁法は大敷網と対馬におけるブリ延縄で

あった。また、弘化年間（1845-1848年）からは対馬、壱岐、石見、出雲、伊予の沿岸での大敷網を室津、小串、和久といった浦々がはじめた。対馬におけるブリ延縄漁も急激な進歩をとげて、豊浦郡の多くの浦々が参加するようになる。その状況は「本郡沿海漁浦（内海を除く）出漁者を見ざるなきに至つた」[楠美1980:6-9]とあり、当然、こうした浦々に吉母浦も含まれていたと考えるのが妥当であろう。

ブリ延縄漁は明治期に入っても福岡、長崎、佐賀といった諸県の沿岸でますます盛んにおこなわれていたが、漁族の減少から、明治11年（1878）から朝鮮海への出漁が試みられた。そのさきがけとなったのが吉母浦の三人の漁師であった。かねてより朝鮮近海での漁の好況を聞いていたかれらは、この年の8月に巨済島および釜山の沿岸でタイ延縄を試みて多くの漁獲をあげた。その結果を吉母浦に戻って伝えたところ、11月には25隻、250人の漁師が出漁することになる。その後、明治17年（1884）には、珍島と済州島の海域でフカ延縄を試み、明治25年（1892）には、東は慶尚北道蔚山から西は忠清道沿岸まで、明治40年（1907）には、はるか咸鏡北道にまで到達している[楠美1980:12-13]。

#### ④ 沖家室島（山口県）

沖家室はタイや青物の一本釣りを得意とした島である。近世段階での沖家室漁民の出漁は博多、唐津、伊万里といった筑前を中心としており、季節に応じて壱岐や対馬の近海まで足をのぼしていた。明治12年（1879）3月はじめ、2隻の漁船が対馬沿海で漁を試みていると、対馬在住の長崎の人から朝鮮で漁をすることをすすめられた。釜山に居留している友人を頼って漁をし、獲れた魚は釜山で売ればよい、という話であった。2隻の漁船は、その足で釜山に向かい、多くの漁獲をあげて戻ってきた<sup>(7)</sup>[山口県大島郡東和町1986:173-179]。

#### ⑤ 串木野村浜浦（鹿児島県）

明治10年（1877）に西南戦争が始まると、その軍資金の援助のために串木野の魚付林が切られて魚群が離れた。漁民の数も増えて生活が苦しくなるなかで模索されたのが朝鮮海出漁であった。天草付近で漁をしていたときに対馬でサバが多く取れることを聞いた今村太平次は、他の八人と相談のうえ、明治12年（1879）に対馬および釜山の近海に9隻63人で出漁した。漁法は一本釣りである。その成績が良かったことから、串木野から朝鮮海方面への出漁は激増する。

さらに、明治16年（1883）に朝鮮海で漁をしていた串木野の漁師は、秋太郎、すなわちバシヨウカジキが多いことに注目して、延縄を開発する。餌には釣ったサバを活かしておいて使った。こうして、春はサバ、秋はバシヨウカジキという朝鮮海沿岸での漁が成立した[富宿1971:80-83]。

#### ⑥ 津田村（香川県）

津田町の朝鮮海出漁のはじまりについては諸説あるが、それらを検討した『香川県海外出漁史』では、明治13年（1880）に萱野熊吉と和田半兵衛がタイ延縄漁で渡ったことを先駆けとする[中井1967:59]。大正6年（1917）に現さぬき市小田町に建てられた「鮮海出漁者功勞碑」の碑文では、対馬に出漁していた萱野熊吉とその兄弟が、有明山に登ったところ朝鮮半島が見え、出漁の志を持っ

たとされている。最初の年に向かったのは、全羅南道の巨文島であった。翌年からフカ網に変更し、次第に漁獲をあげるようになり、明治15年(1882)3月からはフカ延縄で慶尚南道馬山に出漁する。また、この年の秋からは、津田村の隣の小田村からも、タイ延縄漁業による出漁がはじまっている[中井1967:56-60]。

## ⑦牛島(山口県)

『朝鮮水産開発史』では取り上げられていない地域でも、貿易規則以前の朝鮮海出漁はおこなわれていた。山口県の牛島(現光市)は、そうした例のひとつである。

牛島では、安政年間(1855-1860年)から「豊後海、土佐海、対馬海、平戸・大島海等」に出漁していたが、明治7年(1874)には朝鮮海に出漁するようになる[光市史編纂委員会1975:559]。その漁法については詳らかでないが、宮本常一が昭和25年(1950)に元治元年(1864)生まれの古老から聞き取った記録によると、時代は明確ではないものの、「対州へハ、昔カラブリヲツリ、イカヲトリニイッテキタ」とある。また、サバ釣りもおこなわれており、「タイシウノ地ノ方ニ、サバガ少クナッテカラ、ダンダン沖ノ方ヘユクヨウニナッタ。ソノタメニシオヲモッテ沖ヘ出タ」といい、さらに、「シカシ、シケルコトガアリ、シカタガナイカラ、チョーセンヘヨッテミヨウデハナイカ、トイフコトニナッタ。(改行)キョサイ島ヘツイタノガ、ハジメデアッタ。今カラ60年ホドマヘデアッタ。(改行)シオヲツカッテシマフト、又対州ヘモッテモドッテ来ル」という具合であった<sup>(8)</sup>[宮本2012:164-165]。

## ②……………近世の対馬出漁と朝鮮海での密漁

以上のように、明治に入って、まず、朝鮮海へと出漁した『朝鮮水産開発史』に登場する漁民の動向を整理すると、すべての地域の漁民が対馬への出漁を経験しており、②坂村、③吉母村、④沖家室、⑦牛島といった瀬戸内海の浦々のように、それが近世にまでさかのぼる例も確認される。

対馬の漁業の特徴は、島の土地を所有する住民によって沿岸の海面が占有され、ホンダワラなど、農業用肥料として必要となる海藻を採取した点にある。したがって、島という環境にありながら、食用となる海産物を対象とする漁業の多くは島外からの入漁者にゆだねられていた。長い伝統を有するとされる曲の海士は室町期に福岡県の鐘崎から渡ってきたとされており、佐野網と呼ばれる地曳網や延縄に従事したのは、文禄・慶長の役で出征したという泉州佐野の漁民であった。また、寛永年間(1624-1645年)には阿波や淡路から延縄をする船も入漁していた。元禄年間(1688-1704年)に入ると朝鮮との密貿易の取締りが強化され、対馬西岸における延縄漁が規制される。さらに享保17年(1732)の飢饉以後、他領漁船の入漁そのものが禁じられるが、文化年間(1804-1818年)には、巖原の間屋のもとで漁獲の水揚げや居住を管理することを条件に、再び他国船の入漁を奨励するようになって幕末をむかえる[木部2003:22-24、宮本1952:114、宮本1975:190-193]。

前節で紹介した、元禄末にはじまったとされる③吉母浦の対馬出漁は、比較的規制の緩やかな時代からおこなわれたものであり、天保期に対馬でのイカ釣りがはじまった②坂村と安政期に出漁がはじまった⑦牛島は、一度閉鎖的になった漁場が再び解放されてから後の出漁に位置づけられる。

一方、前節の事例には含まれていないが、芸州藩士の娘が対州巖原の藩士に嫁入りするにあたり、広島県の仁保島向洋の山村屋政右衛門がみずからの船で無事に送り届け、その褒美として対馬沿岸でのブリの漁を許されたとする話も残っている。政右衛門はさらに、津島藩主が祝いの席で必要とするタイを献上したことで「魚御用達」に取り立てられ、その後、対馬藩の仕入で漁をするようになったという〔関澤・竹中 1893：7-8〕。この時期についても、文化年間に他国船の入漁の奨励が再開された時期と重なってくる。対馬藩家老平田帯刀および年寄中から船改頭役と御役に宛てられた文政5年（1822）の文書では、文化14年（1817）にはじめて入漁した船頭の彦右衛門が道具や技術を対馬に伝え、漁獲も多く、運上銀も年々増えて藩を潤してきたことから「其身一生御運上差免候」と優遇する旨を申しつけている〔大澤 1929：103-105〕<sup>(9)</sup>。さらに、向洋の漁民が芸州藩士の娘を対馬に送り届けた際、4人の船子のうちの1人が坂村横浜の五平太という漁師であったことにも注目したい〔坂中学校 1950：149〕。

さて、対馬に出漁していたこれらの浦の漁民は、先に紹介した仁保島向洋の漁民の例をはじめとして、近世の段階ですでに朝鮮海へ出漁していたと考えられており、明治11年（1878）に吉母浦の朝鮮海出漁がはじまったという山口県豊浦郡においても、それ以前の享和年間（1801-1804年）にはすでに朝鮮海出漁がおこなわれていたとされる。『山口県豊浦郡水産史』では、「朝鮮海出漁は享和年間に起りしも当時海外出漁は厳禁せられ違反の者は軽きも追放重きは遠島に処せらるゝを以て当時出漁せる者は深く秘して語らざりしを以て文書記録の伝へたるものなきも口碑の信ずべきものはある」〔楠美 1980：12〕としており、たしかに、近世の時点で朝鮮海への出漁はおこなわれていた、ということが語り継がれているのである。宮本常一が「船の型も比較的大きく、かつ、夜漁を主とする延縄の船など夜にまぎれて朝鮮へ密航する者も少なくなかった」〔宮本 1975：194〕としているのも、調査の際に対馬の人から伝え聞いた話であろう。おそらく、現在確認することができるもの以外にも、多くの朝鮮海出漁が近世の段階でおこなわれていたはずである。

競争相手が少なく、魚族の豊富な朝鮮海での漁は、公には禁止されていたとしても、漁民にとっては相当の魅力を持っていたはずである。仁保島向洋の漁民が朝鮮海に出漁した経緯については、「鯛ノ如キハ対州沿海ヨリモ朝鮮ナル釜山近傍ニ多ク来ルヲ以テ終ニ鯛漁ハ専ラ釜山近傍ニ於テ為スニ至レルナリ」と伝えられているが〔関澤・竹中 1893：9〕、それが密漁と認められれば重い罰は免れ得ない。対馬藩では、沖合の広い範囲を漁場とする他領の釣漁船や延縄漁船に対して、漁を許可する海域と、釣りあげた魚を水揚げし、宿泊や物資の調達をおこなう母港としての据浦を指定していたが、朝鮮海に出漁すれば、それが破られることになる。また、とくに元禄2年（1689）ころから元禄12年（1699）の間、西目持すなわち朝鮮半島に対峙する対馬西岸での漁は、朝鮮との密貿易取締の観点から禁止され、その後も一定の管理下に置かれた〔木部 2003a：19-32〕。そうしたなか、密漁をとがめられた場合には、おそらく、佐賀関漁民の「一歳偶々□風ノ為メ吹流サレ朝鮮沿岸ニ漂着セリ然ルニ其海上ハ意外ニモ鱻ノ好漁場ナリシヨリ爾來年々渡航スルトナリ」〔関澤・竹中 1893：9〕という例にもあるように、漂流を装ってその場をやりすごし、再び漁を続けていたことであろう。<sup>(10)</sup>

こうした、対馬を中心とした日本側の事情がある一方で、朝鮮の側が対馬からの出漁者に対してどのような反応を示していたかについては詳らかでない。『朝鮮通漁事情』には「芸州ヨリ至レル

漁人モトト対州藩ノ仕入レト云ヒ且朝鮮人ハ敢テ漁業を専ラトシ生活スル人民モナカリケレハ別ニ咎ムルコトモ無クテ経過シ来レルナリ斯克テ明治維新ニ及ヒタル後ハ藩モ廢セラレ旧来ノ慣例モ壞レタレハ芸州ニ於テ予テ朝鮮海ノ漁利多キコトヲ傳ヘ聞キタル者ハ誰彼トナク出漁スルニ至レリ」[関澤・竹中1893:9]と記されているが、これをすべて鵜呑みにすることはできないだろう。ただし、貿易規則や通漁規則が結ばれて国家的な漁民の保護態勢が確立していく時代に比べて、近世から明治初頭にかけて朝鮮海に出漁した漁民が、朝鮮の住民との争いを避ける傾向にあったであろうことは想像に難くない。地元住民、すなわち朝鮮の住民との摩擦がけっしてみずからの利益にならないということ、日本の漁民は国内での経験からも心得ていたはずである。宮本による牛島での聞き取りにもあったように、釣った魚を保存するための塩がなくなれば対馬にもどるような、朝鮮の住民との接触が比較的少ない出漁形態であったことはそのあらわれとも考えることができる。また、日本人漁民の漁法が、地先でおこなう網漁ではなく、沖合で小人数でおこなう釣漁であったことも、朝鮮の人びとの心証を害しにくい要素であったと考えたい。

朝鮮海への出漁が対馬への出漁の延長線上にあるということは、これまでも指摘されてきたことであり、仁保島向洋の漁民が対馬に出漁する契機となった話が、『朝鮮通漁事情』の第二章「朝鮮海出稼漁業ノ起原沿革」の冒頭で紹介されていることは、そのことを象徴的に示している。そうしたなかで、木部和昭が対馬藩の漁業政策の変遷を綿密に検討した結果として、近世の朝鮮海での漁が「対馬出漁と密接に結びついていて、いわばその発展形態として発生していた」と指摘し[木部2003:19]、『下関市史』ではさらに進んで、朝鮮海出漁の原動力を「資本と流通の機能を担う元方と、操業者である漁民とがセットとなって組織的に出漁する『旅元方』形態」に見いだしていることは重要である[下関市市史編修委員会2009:562]。すなわち、朝鮮海出漁は近代の国内外の状況の変化によって突然発生したものではなく、近世段階ですでに準備されていたということである。

### ③……………朝鮮海出漁の意味

以上、見てきたように、近代に入ってさかんになる朝鮮海出漁の土台は、対馬への出漁とその延長としての朝鮮半島近海での釣りや延縄によって、近世にはすでに築かれていた。では、朝鮮海への進出をふくむ瀬戸内漁民の出漁は、かれら自身にとってどのような生活上、家計上の意味を持っていたのであろうか。<sup>(11)</sup>

明治期における瀬戸内漁民の漁場用益形態を研究した河野通博は、『漁場用益形態の研究』において「多年に亘る掠奪的漁業による自浦海域の荒廃」[羽原1952:33]を内海漁民が他領に出漁した理由としてあげた羽原又吉に対して、そもそも内海漁民の出漁は「浮魚が対象」で「魚群の洄游を追い、自浦前面の漁期以前又は以後他水域に出漁して操業しようとしたものが多く」、「漁閑期の穴うめに他地域へ出漁している」とし、「なるべく周年操業に近づけようとした」結果であると主張している。さらに、河野は瀬戸内海の「遠隔地出漁」を、内海の大網漁業に雇われて「漁業労働者」として「出稼ぎ」する型と、遠く九州西北海面に出漁する型の二形態に分類しており、後者の代表として「幕末、対馬沿海のブリ延縄、イカ釣漁業を発展させる契機をつくった広島県向洋や山口県久賀の漁民」と「朝鮮近海に出漁してフカ延縄に従事した佐賀関漁民」をあげている。河野は



「九州西北海面から朝鮮沿海にかけて内海漁民の本格的出漁が見られるのは明治20年代以降のことであり、内海自体の漁場用益とは直接には結びつかない」と断っているが〔河野1961：49-53〕、幕末にはすでに瀬戸内漁民の対馬出漁の延長線上に朝鮮海への出漁があり、それが明治初頭の過渡的段階を経て、明治16年（1883）の「貿易規則」や明治22年（1889）の「通漁規則」締結後の出漁の活発化につながったと考えるならば、朝鮮海出漁もまた、漁民が周年操業をめざした結果と位置づけることが可能である。

第1節で紹介した事例でも、⑤串木野村浜浦では、朝鮮海での春はサバ、秋はバショウカジキという漁の形態が見られたが、⑦でも紹介した牛島では、冬場は打瀬網漁を周防灘でおこない、4月から6月は慶尚南道馬山沖でサバを釣り、9月から10月末までは対馬でスルメイカを釣ったという大正初期の話が記録されている〔牛島郷土史研究会1988：2〕。つまり、牛島漁民にとっての朝鮮海での漁は、一年間をとおして試みられる複数の漁のうちのひとつだったのであり、河野の指摘するように、漁の周年操業をめざした結果ととらえることができるだろう。①から⑦の浦々すべてが、季節に応じて場所と道具を変えながら漁をしていたことを示す十分な資料はない。しかし、近世の対馬への出漁が季節的なものであったことや、どの浦も釣りまたは延縄で朝鮮海へ出漁していたことは、明治初頭の朝鮮海出漁が、同様の論理によって成り立っていたことの証左となろう。

以上をふまえた場合、漁民にとっての朝鮮海出漁の経済的役割が再考されなければならない。従来の研究では、近世の秩序が崩壊して狭隘な漁場をめぐる紛争が勃発し、その結果、困窮した零細漁民が新たな漁場を求めて対馬海峡を渡った、とする共通のフレームが無批判に受け入れられているように思われる。特定地域の漁民の事例がとりあげられ、その背景が説明される場合にはこの限りではないが、たとえば『近代日本漁民の朝鮮出漁』<sup>(12)</sup>のように、岡山、広島、香川、福岡、大分、長崎等の、多様な地域に出自を持つ漁民を「貧困や隷属的身分からの解放を夢見て、小舟でぞくぞくと朝鮮へ出漁する」「零細な小漁民たち」〔神谷2018：17〕とひとくくりにしてしまうのは、少々乱暴にも感じる。

朝鮮海に出漁した漁民の置かれていた経済状況については、一定の共通性は認めつつも、各時代と地域によって異なる部分も多いはずである。朝鮮海に出漁した人びとがどのような背景をかかえていたのか、それぞれの地域の事情を考慮した、丁寧な分析がのぞまれるところであると同時に、貧困からの脱出を求めての朝鮮海出漁というフレームを検証する必要があるだろう。

## おわりに

小稿では、明治16年（1883）に貿易規則が締結される以前の明治初頭の朝鮮海出漁に注目し、それが、近世の段階で対馬への出漁を経験し、さらに対馬を足場としてすでに朝鮮海への進出も果たしていた安芸や周防、長門の漁民によっておこなわれたものであったことを確認した。また、こうした対馬出漁や朝鮮海出漁が、周年操業という効率の良い漁を追求した結果であり、かならずしも困窮した零細漁民による新天地の開拓といったフレームで理解することが妥当ではないということを指摘した。

ただし、こうした釣りや延縄を中心に、複数の漁を組み合わせる周年操業をめざすという形態が

いつまで続いていたのかについては確認が必要であろう<sup>(13)</sup>。また、継続していた場合には、それが日本と朝鮮を行き来するものであったのか、あるいは朝鮮海や大陸方面を中心に移動するものであったのかといった点についても、今後、時代に留意しながら慎重に検討しなければならないだろう。

昭和25年(1950)に宮本常一は、山口県大島郡久賀町の漁民の定住によって拓かれた対馬の浅藻で、「12ノトキカラチョーセンガヨイノカシキヲシテキタ。(改行)キョゲン、サイシウトウ、チントウ、アタリヘ出テイタ。ソレカラリョジュンノ方ヘユクトイフ。ソレカラフサンマデノ間タイヲツツテキタ」[宮本2007:132]という明治42年(1909)ころの話を聞き取っている。こうした朝鮮半島から大陸をまたにかける移動のあり方を分析するには、明治38年(1905)の日露戦争の勝利や明治39年(1906)の韓国統監府の設置、そして明治41年(1908)の韓国漁業法の施行など、さまざまな時代的影響を考慮する必要が生じるはずである。

今後、こうした課題についても取りあげ、漁民の生活の論理と東アジアの国際的な動向の双方に目を配りながら、丁寧な議論を心がけたい。

## 註

(1)——日本において「朝鮮海」という呼称が指す範囲については、時代的変遷が認められる。幕末までは、現在の日本海に対して「日本海」と「朝鮮海」の双方が使用されていたが、明治に入ると官民ともに「日本海」に統一する傾向がみられるという[青山1993:55-57]。一方、明治に入ると、「朝鮮海」は特定の海域を指すものではなく、たとえば『朝鮮通漁事情』の総論に「従来本邦漁人ノ朝鮮海ニ至リテ漁業ヲ営ムモノアリ」とあるように、日本側からみて朝鮮半島近海を総称する呼称として使われるようになる。小稿においても、その対象とする時代との関係から、後者の意味で「朝鮮海」の呼称を用いることとする。

(2)——たとえば、15世紀には対馬漁民が全羅南道巨文島や慶尚南道南部沿岸で操業していたことが明らかとなっている[長節子2002]。

(3)——たとえば、二つの規則以前の朝鮮海出漁について『近代日本漁民の朝鮮海出漁』では、1880年代後半という早い段階で朝鮮海出漁の組合が結成された福岡の筑豊と山口の小串浦、吉母浦では「明治初期(または幕末)からすでに朝鮮出漁を始めており、当時、すぐに朝鮮出漁団体を結成できるほど、朝鮮出漁漁業が盛んに行われていた」[神谷2018:53]と述べるにとどまっている。

(4)——甌島の誤りか。

(5)——出漁がはじまった年については、昭和22年(1947)の佐賀関での現地調査をもとにした吉田の明治3年(1870)という説とは異なっている。

(6)——宮本常一の昭和25年(1950)の調査ノートに

は、当時76歳の男性の「朝鮮行」の話が載っている。「母船ハ大黒山ソノ他ノ土地ニオキ、フカハ土地ニウツタリ、又船ニモツテイッテヒレヲトリ、ソノアト身ヲ3尺クライドーギ〔ドーギリ?〕ニシテサキ竹ヲクンダモノニ身ヲツルシテホシタ。後ニハフカラ加工スル人ガチョーセンニノリ出シテセイゾースルヨーニナツタ。(改行)キモヲトリ、ソレデアブラヲトルモノモアツタ。ソノ後ハフカラサシテホスノモ天気ノツゴーガアルノデ、胴ヲメンコワリニシテ、塩ヲシテ朝鮮人ニウツタ。(改行)後チンタオノ方ヘユクヨーニナツテ、朝鮮デハ旧8月15日ガ係シタ人ノマツリデナマグサモノガイルノデ、ソノ塩物ヲウツタ。コノ時一バン金ガアガツタ」[宮本2011]。

(7)——これは『沖家室島遠洋漁業沿革』(明治35年)および『山口県沖家室島朝鮮近海漁業成績』(明治40年ころ)の内容をもととする記述とされるが、現在、原典の所在は明らかでない。

(8)——なお、「ワカイ元気ナモノハ、ミナタイシウノ方ヘユキ、アントウケンマデイッタ」ともある。「アントウケン」とはおそらく、満州国安東省安東県(現中華人民共和国遼寧省丹東市)のことであろう。なお、同じ日におこなわれた牛島漁業協同組合からの聞き取りの記録には、「ウラジオ」に「明治初年ニサケヲトリニイッテキタ」とある[宮本2012:161]。

(9)——この文書の出典については「実況調査及林勇三郎氏古文書」とあるが、詳細は不明である。なお、『仁保村志』では、芸州藩士から対州藩士への嫁入りではな

く、「芸藩主浅野齊賢息女を宗対馬守義和に嫁するに際し」となっている [大澤 1929: 103]。

(10)——木部和昭は、対馬島民の船の朝鮮漂着が、他領の船の場合に比べて簡易な手続きで処理されていたため、漂流民の対応の窓口であった対馬藩が他領民に対して、朝鮮に漂着した場合には対馬漁民であると詐称するよう指示していたことを明らかにしている。そして、そのことで、漁民の朝鮮漂着の記録が残りにくくなっているが、実際には多くの漂着漁民が存在したと推測している [木部 2003b: 27-28]。

(11)——筆者はこれまで、島という生産性に限界のある土地に住む瀬戸内海の人びとが、さまざまな生業を複合させ、また、取りくむ生業を柔軟に変化させながら生活してきたこと、さらに、島の内部だけでなく、島の外に積極的に働きに出ることで島での暮らしを成り立たせてきたことを描いてきた [松田 2010]。おなじ考え方は、小稿で取りあげてきた浦々にも当てはめることができるだろう。

(12)——たとえば、金柄徹による「もっとも積極的に朝鮮海への進出を図っていたのが広島県漁民であった。広

島県は、狭い漁場のゆえ、特に海を挟んだ愛媛県との間で、多くの紛争を繰り返していたし、その争いには両県の異なった漁業政策が深く影響していたので、帝国主義によって獲得されつつあった新漁場である朝鮮海は、厳しい状況に置かれていた広島県漁民と県当局にとって大きな可能性として映ったであろう」[金 2000: 343]といった記述や、磯本宏紀の「当時の日本の零細漁民の困窮と、遠洋漁業の奨励を含む朝鮮植民地化政策の中で、その一端を担う形での出漁が、漁場を外へ求める方向性を決定づけた」[磯本 2008: 36]といった記述は、広島県の豊島や徳島県の伊島といった具体的な地域の事情をふまえたものであると理解できる。

(13)——たとえば、小稿第1節であげた②坂村では、明治16年(1883)にタイヤフカの釣りからタイの網漁に転換しているが、明治16年の貿易規則や明治22年(1889)の通漁規則の制定によって、より大規模な漁への転換や、新規出漁者の増加などがおこる。その場合の操業形態が従来の形態とどのようにことなるのかについては、あらためて検証する必要がある。

## 参考文献

- 青山宏夫 1993「日本海という呼称の成立と展開—地図史からのアプローチ—」『環日本海地域比較史研究』2 新潟大学環日本海地域比較史研究会
- 石川亮太 2018「日清戦争前後の『朝鮮通漁』と出漁者団体の形成—朝鮮漁業協会を中心に—」今西一・飯塚一幸『帝国日本の移動と動員』大阪大学出版会
- 伊藤康宏・片岡千賀之・小岩信竹・中居 裕 2016『帝国日本の漁業と漁業政策』北斗書房
- 磯本宏紀 2008「潜水器漁業の導入と朝鮮海出漁—伊島漁民の植民地漁業経営と技術伝播をめぐって—」『徳島県立博物館研究報告』18 徳島県立博物館
- 牛島郷土史研究会 1988『牛島漁業研究』(1) 牛島漁業史研究会
- 大澤篤太郎 1929『仁保村志』仁保村役場
- 長 節子 2002『中世国境地域の倭と朝鮮』吉川弘文館
- 折田春雄 1933『坂村史話』坂郷土研究会
- 神谷丹路 2018『近代日本漁民の朝鮮出漁—朝鮮南部の漁業根拠地長承浦・羅老島・方魚津を中心に—』新幹社
- 木部和昭 2003a「近世対馬沿海の漁業と越境行為—朝鮮海密漁と対馬藩の西目弄規則—」『山口経済学雑誌』(51-2) 山口大学経済学会
- 木部和昭 2003b「近世期対馬の沖合漁業と漁民の朝鮮漂流について」『東亞経済研究』(62-2) 東亞経済研究会
- 金柄徹 2000「帝国主義と漁民の移動—広島県豊島漁民の「朝鮮海」出漁に関する歴史人類学的考察」(1) (2)『亜細亜大学国際関係紀要』9・10 亜細亜大学国際関係学部
- 楠美一陽 1980 (1915)『山口県豊浦郡水産史』(復刻版) マツノ書店
- 河野通博 1961『漁場用益形態の研究』私家版
- 坂中学校 1950『坂町郷土史』広島県安芸郡坂町役場
- 佐賀関町史編集委員会 1970『佐賀関町史』佐賀関町長須川勝造
- 下関市市史編修委員会 2009『下関市史・藩政—市制施行』下関市
- 関澤明清・竹中邦香 1893『朝鮮通漁事情』団々社書店
- 津田町史編集委員会 1986a『再訂津田町史』香川県大川郡津田町

- 
- 津田町史編集委員会 1986b『津田町外史』香川県大川郡津田町  
富宿三善 1971『串木野漁業史』串木野市漁業協同組合  
中井 昭 1967『香川県海外出漁史』香川県・香川県海外漁業協力会  
羽原又吉 1952『日本漁業経済史』(上巻) 岩波書店  
羽原又吉 1957『日本近代漁業経済史』(下巻) 岩波書店  
光市史編集委員会 1975『光市史』光市役所  
松田睦彦 2010『人の移動の民俗学—タビ〈旅〉から見る生業と故郷—』慶友社  
宮本常一 1952『対馬の漁業制度』木内信蔵『漁民と対馬』(九学会年報第四集) 関書院  
宮本常一 1975『海の民』(宮本常一著作集20) 未来社  
宮本常一 1983『対馬漁業史』(宮本常一著作集28) 未来社  
宮本常一 2007『宮本常一農漁村採訪録VI 対馬調査ノート』(1) 周防大島文化交流センター  
宮本常一 2011『宮本常一農漁村採訪録XIII 大分県下漁村・漁家調査ノート』周防大島文化交流センター  
宮本常一 2012『宮本常一農漁村採訪録XIV 周南諸島・室津半島調査ノート』周防大島文化交流センター  
森本 孝・古賀元章 2002『History of Fishermen's Community: A Case Study of Okikamurojima Island in the Seto  
Inland Sea (漁民社会の歴史—瀬戸内海・沖家室島の事例研究)』みずのわ出版  
山口県大島郡東和町 1986『東和町史 各論編』(第3巻 漁業誌) 山口県大島郡東和町  
吉田敬市 1954『朝鮮水産開発史』朝水会  
김수희 2015『근대의 멸치, 제국의 멸치 - 멸치를 통해 본 조선의 어업 문화와 어장 약탈사』아카넷  
박정석 2017『식민 이주어촌의 흔적과 기억』서강대학교출판부

(国立歴史民俗博物館研究部)

(2019年5月24日受付, 2019年10月7日審査終了)

---

## **Fishing in the Waters off the Korean Peninsula Prior to the 1883 Trade Regulations : A Focus on the History and Significance of Going to Fish in Tsushima**

MATSUDA Mutsuhiko

The objective of the study was to explain the fishing situation of Japanese fishermen in the waters off the Korean Peninsula before the official approval of the *Regulations regarding Trade by Japanese People in Korea* in 1883 and *Japan–Korea Bilateral Commercial Fishing Regulations* in 1889, particularly focusing on the fact that there was a close relationship between fishing around the Korean Peninsula and Tsushima Island. Also, we discussed the experience of Japanese fishermen who fished near the Korean Peninsula.

In the first section, we analyzed how fishermen who went fishing in the waters around the Korean Peninsula before 1883 came to travel to the area by region. We found that fishermen from all areas first went fishing around Tsushima Island before going fishing around the Korean Peninsula. In the second section, we confirmed that fishermen from other areas came to Tsushima to fish in the early modern Japanese era. We also pointed out that poaching was also ongoing around the Korean Peninsula. In the third section, we investigated the general fishing practices of that era and found that fishermen combined several fishing methods that enabled them to catch fish all year round, and fishing off the coast of the Korean Peninsula was one of these methods. This knowledge provides new insights into the generally held opinion that poorly equipped Japanese fishermen went out close to the Korean Peninsula to make a living.

Key words: Korea Strait fishing, Japan–Korea Trade Regulations, Japan–Korea Bilateral Commercial Fishing Regulations, Tsushima, year-round operation